

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
公告	
○換地計画の適否決定(四万十町) (3件) (農業基盤課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則 (11・17揭示)	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
落札公告	
○落札者等の公告 (建設管理課)	3

告 示

高知県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年12月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年12月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
香美市土佐山田町逆川字辻石74番1から香美市土佐山田町逆川字大改地1163番1まで	前	6.1 } 12.3	625
香美市土佐山田町逆			

川字辻石76番から香美市土佐山田町逆川字土居174番1まで	後 A	5.5 } 12.3	215
香美市土佐山田町逆川字辻石74番1から香美市土佐山田町逆川字大改地1163番1まで	B	6.8 } 46.9	566

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（戸川換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成20年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成20年12月2日から平成21年1月7日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場十和総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（石田川換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成20年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成20年12月2日から平成21年1月7日まで
- 3 縦覧場所

- 四万十町役場十和総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（大道換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成20年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成20年12月2日から平成21年1月7日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場十和総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
なお、当該開発行為に係る平成18年4月14日付け高知県公報第8837号で公告した「開発行為に関する工事の完了」については、この公告をもって改める。
平成20年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年10月10日 20高西土第780号	(第2工区及び第3工区) 土佐市高岡町字馬入レ丁1666番地2ほか	土佐市高岡町乙197番地の1 坂本 健次郎 高知市桜井町一丁目6番7号 谷山 義盛 土佐市高岡町甲929番地の5

		武森 恵子 高知市南宝永町17 番18号 釣井 福満
--	--	-------------------------------------

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成20年11月17日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第8号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

第13条第1項に次の2号を加える。

(6) 高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成8年高知県条例第41号）の施行に関すること。

(7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。

附 則

この規則中第13条第1項の改正規定は平成20年12月1日から、第6条第1項の改正規定は同月18日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第23号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（同規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成20年12月2日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）

第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

- ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
 - イ 普通自動車免許
 - ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
 - エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
- (2) 審査の期日
 平成21年1月29日（木）及び30日（金）
- (3) 審査の場所
 吾川郡いの町枝川200番地
 高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項**
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 - イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 - ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 - エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 - オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 - カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又

は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な自動車の運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として	面接試験又は論文式の筆

	必要な教育についての知識	記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円）
- イ 教習指導員（大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円）

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成20年12月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県土木行政総合情報システム開発運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年11月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
344,437,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため